

令和8年度OMO物産展等開催業務 企画提案プロポーザルに係る質問への回答

(宮城県 農政部 食産業振興課)

令和8年7月23日(木)

| 該当資料 | No | 質問内容                                                                                                                                                                                                                   | 質問への回答                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仕様書  | 1  | <p>「仕様書4 業務内容」について</p> <p>「各種諸経費」とは具体的にどのような費用を想定されているか。例えば、あべのハルカス近鉄本店に支払うべき出展料(場所代や売上歩合など)や電気容量増設費、夜間設営等に伴う施設側へ支払う実費等は本委託上限額とは別に宮城県が負担するものと判断してよい。受託者が委託上限額内で負担すべき諸経費の限界値を示してほしい。</p>                                | <p>場所代はかかりませんが、場所代を除く本業務の遂行に必要な一切の経費は委託上限額に含まれるものとして提案してください。委託上限額とは別に県が追加で費用負担をすることはありません。また、受託者が負担すべき諸経費の限界値等について、県から一律の基準を示すことはいたしません。</p>                                                                                   |
|      | 2  | <p>「仕様書4(3)商品管理 イ(及び募集要領6-①)」について</p> <p>出品者側の製造遅延、資材不足、または運送会社の配送遅延など、受託者の責に帰さない不可抗力な理由で一時的な欠品が発生した場合も、受託者の契約違反または評価減点となるのか。受託者の免責の範囲について示してほしい。</p>                                                                  | <p>商品の安定供給体制を構築し、維持することも本業務の重要な目的の一つです。出品者や運送会社の事由であっても、欠品が生じないよう受託者の責任において適切な調整や代替措置を講じてください。</p>                                                                                                                              |
|      | 3  | <p>「仕様書4(4)販売方法及びデータ収集 エ(ウ)(及び募集要領6-③)」について</p> <p>本業務で個別シート作成および個別フィードバックを行う対象数は50商品程度(=最大50社程度)を上限とする理解でよい。採択後に当初の想定を大幅に超える事業者数が追加された場合、あるいは個別にフィードバックの枠を超えた伴走支援等を受託者側が無償で求められることはないか、業務範囲の上限定義について示してほしい。</p>       | <p>仕様書記載の「50商品程度」はあくまで目安であり、業務範囲の上限を確約するものではありません。実際の対象数や支援の範囲については、事業の実施状況を踏まえ、採択後に県と協議の上決定します。また、県が事業効果を高めるために必要と判断した場合、必要に応じて協議の上、対応をお願いする場合があります。</p>                                                                       |
|      | 4  | <p>「仕様書5 成果物(1)提出物」について</p> <p>本業務では細かな中間成果物の提出が求められているが、これらは「任意様式」の提出をもって即時検収(承認)される理解でよい。</p> <p>また、最終成果物(実績報告書等)の検収において、客観的な検収基準や受託者が無償で対応すべき「修正回数」の上限ルールは設けられているか。度重なる手戻りによる業務終了日の遅延を防ぐための確認プロセスについて方針を示してほしい。</p> | <p>任意様式による提出であっても、内容が不十分または不適切と県が判断した場合は修正を求めます。提出をもって即時検収(承認)とするものではありません。</p> <p>また、成果物全般において、検収は仕様書の目的及び要件を完全に満たしているか否かをもって判断します。よって、受託者が対応すべき修正回数に上限は設けておりません。手戻りによる遅延が生じないよう、受託者自身の責任において適切な工程管理を行い、業務終了日までに完了させてください。</p> |
| その他  | 5  | <p>万が一、試飲試食においてアレルギー反応や食中毒などの衛生管理上の事故が発生した場合、受託者・出品事業者・宮城県の三者間における法的な一次責任の所在および損害賠償等の役割分担について、現時点での想定を示してほしい。</p>                                                                                                      | <p>業務遂行中に発生した食中毒などの事故やトラブルに関する法的な責任及び損害賠償等については、原則として受託者の責任と負担において解決するものとし、一次責任の所在を含め、県が責任を負うものではないと想定していますが、個別の事案ごとに関係法令、契約内容及び発生状況を踏まえて判断します。</p>                                                                             |
|      | 6  | <p>あべのハルカス近鉄本店のハウスルール変更、施設の設備トラブルによる営業停止、施設側スタッフの過失による商品破損など、受託者のコントロールが及ばない事由によって業務遅延や損害が生じた場合、受託者は一切の免責とされる認識でよろしいか。施設側とのトラブル時における宮城県と受託者の責任分担の原則を示してほしい。</p>                                                        | <p>施設側のルール変更や設備トラブル等に起因する事象であっても、受託者を一切免責とする認識はありません。トラブル発生時は受託者の責任において施設側と協議し、速やかに解決を図るとともに、業務への影響を最小限に抑える措置を講じてください。</p>                                                                                                      |

※上記以外の質問にはお答えできませんので御了承ください。